

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

「ライフサポート保険」中途募集資料の送付について（通知）

日頃、当互助会の事業につきまして御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 1 日付け福利厚生関係文書（埼教互第 7 号）にて通知のとおり、当互助会で実施する「ライフサポート保険」の中途募集を行います。（今回の募集では、既加入会員のコース変更及び脱退はできません。）

つきましては、今回送付する資料について、令和 6 年 4 月 1 日付け埼教互第 7 号のとおり、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

1 送付資料等について

- （1）説明希望票
- （2）ライフサポート保険掲示用ポスター（A 3 版 1 枚）
- （3）封筒資料

該当者へお渡してください。該当者がいない場合、送付はありません。

＜封入しているもの＞

- ア 互助会員宛て通知文
- イ お手続きの手引き
- ウ 募集パンフレット
- エ 加入申込書兼告知書
- オ 申込書記入例

- （4）予備封筒資料（未加入者から希望があった場合にお渡してください。）

＜封入しているもの＞

- ア お手続きの手引き
- イ 募集パンフレット
- ウ 加入申込書兼告知書
- エ 申込書記入例

- （5）短期組合員向けチラシ

短期組合員（短時間勤務職員）の会員へ回覧をお願いします。加入手続き時と加入日（令和 6 年 9 月 1 日）に互助会員資格があれば「ライフサポート保険」に加入できます。つきましては加入希望者がいる場合は、上記（4）の宛て名のない封筒を配付くださるようお願いいたします。

- （6）返信用封筒（所属取りまとめ用）

裏面も御確認ください。

2 その他

- (1) 加入申込書を提出する際は、返信用封筒にて令和6年5月24日（金）＜必着＞で御提出ください。
- (2) 加入資格、告知事項など制度内容の詳細はパンフレット等を御覧ください。
- (3) 今回の募集では、既加入会員のコース変更及び脱退はできません。
- (4) 本中途募集の初回保険料控除は令和6年8月となります。保険期間は令和6年9月1日から令和7年2月28日までです。
- なお、毎年秋頃の更新募集にて変更の手続きがない場合は、自動継続となります。

3 照会先

説明希望票の提出先・ 送付書類の不足分の請求・ 推進員の訪問・ 制度内容についてのお問い合わせ	(引受保険会社) 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 教職員互助会ライフサポート保険担当 TEL 03-5289-7587 FAX 03-3257-7431
申込書提出先・ その他お問い合わせ	埼玉県教育局教育総務部福利課互助福祉担当 (一般財団法人埼玉県教職員互助会) 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 TEL 048-830-6706

一般財団法人埼玉県教職員互助会「ライフサポート保険」 令和6年9月1日加入 説明希望票

「ライフサポート保険」は、毎年9月～11月頃、全互助会員を対象に更新PRを行っておりますが、今回は新規の会員や未加入の会員を対象に中途PRを行います。

このうち、未加入者で訪問や電話による説明を希望する場合は、この用紙に必要な事項を記入のうえ、下記送付先にFAXにて提出してください。その後、日程調整の連絡をさせていただきます。

《提出締切日》令和6年4月26日（金）まで

《送付先》FAX（03）3257-7431

引受幹事会社 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 法人営業第一部

【TEL（03）5289-7587】※9：00～17：00 土日・祝日除く

1 次のいずれかに○をしてください。

訪問を希望する

電話説明を希望する

2 ※訪問・電話説明の期間 4月8日（月）～5月24日（金）
所属名等必要事項を記入してください。

所属所名		日中の連絡先	
担当者名 下記の【個人情報のお取扱いについて】 に同意いたします。		説明希望者数	名
説明方法	訪問・電話・その他（ ）		
説明希望日について	曜日指定があれば	月 火 水 木 金	
	時間帯指定があれば	朝 業間 昼 午後 放課後____時頃	
	不都合な日程があれば	____日、____日、____日、____日～____日	

※訪問を希望される場合はお電話にて事前に日程調整後、訪問いたしますので、連絡先を必ずご記入ください。

【個人情報のお取扱いについて】

本説明希望票に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、一般財団法人埼玉県教職員互助会および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供いたします。

《個人情報の利用目的》

本説明希望票に記載の個人情報については、一般財団法人埼玉県教職員互助会が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。生命保険会社の事務幹事会社（明治安田生命保険相互会社）の個人情報の取扱いにつきましては、

HP (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご参照ください。

○一般財団法人埼玉県教職員互助会：本保険の加入案内

○生命保険会社：①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、②子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、④その他保険に関連・付随する業務

【契約者】一般財団法人埼玉県教職員互助会

※ 制度内容の詳細はパンフレットをご参照ください。

〔ライフサポート保険に関するお問合せ先〕

埼玉県教育局教育総務部福利課 互助福祉担当 （048）830-6706



一般財団法人埼玉県教職員互助会

ライフサポート保険 ～中途募集のお知らせ～

ライフサポート保険未加入会員の皆様がご対象です！



「コバトン」

ライフサポート保険は互助会独自の制度です。

- ① スケールメリットがきいた**お手頃な保険料**でご加入できます！
- ② 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は**配当金**としてお返しします！※
- ③ ライフサイクルに応じて、**保障の見直し**ができます！

お手続き期間

令和6年4月8日（月）～5月24日（金）

申込締切日

令和6年5月24日（金） 互助会（福利課） 必着

保険期間

令和6年9月1日から令和7年2月末まで6か月間
令和7年3月1日からは1年ごとに自動更新

※この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。ただし今回は6か月で収支計算を行います。
なお、配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※ライフサポート保険（緊急一時金）（長期生活資金）、就業不能サポート制度は別々に収支計算を行います。
※医療費支援制度、総合医療サポート、三大疾病克服支援制度（初期給付型）には配当金はありません。

この機会にぜひ加入をご検討ください！

一般財団法人埼玉県教職員互助会
ライフサポート保険 お手続きのご案内

短期組合員(短時間勤務職員)※のみなさまへ

※加入手続き時と加入日(令和6年9月1日)に互助会員資格があれば「ライフサポート保険」に加入いただけます。

互助会とは

埼玉県教職員等の福利厚生に関する事業を行う組織です。(事務所は埼玉県教育局教育総務部福利課内にあります。)



互助会の主な事業

厚生

健診事業の補助
レクリエーション補助等

給付

病気、ケガ、休業
死亡、退職、出産
等に対する給付

*詳細は「福利のしおり」で
ご確認ください!!

保険
制度

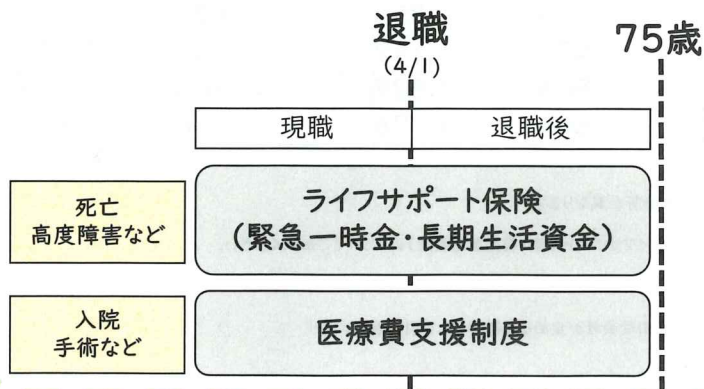
ライフサポート保険
等

■給与支給明細書イメージ

支給年月	職員番号	氏名	表	級	号級			
●●	●●●	●●	●●●	●●●●	●●●	●●		
●●	●●●	●●	●●●	●●●●	●●●	●●		
●●	●●●	●●	●●●		共済短期掛金	共済介護掛金	共済長期掛金	
					互助会掛金(非)	互助会掛金(採)		
●●	●●●	●●	●●●	●●●●	●●●	●●		
●●	●●●	●●	●●●	●●●●	●●●	●●		
●●	●●●	●●	●●●	●●●●	●●●	●●		

グループ保険

退職後について



★団体扱いで退職後も継続できます!

※退職後は口座振替となります

- ① 保険料は月払いのまま!
- ② スケールメリットで保険料がお手頃!
- ③ 退職後も配当金の仕組みがあります!

※対象はライフサポート保険(緊急一時金・長期生活資金)のみとなります。

医療費支援制度には配当金はありません。

保障内容

ライフサポート保険(緊急一時金・長期生活資金)

緊急一時金Tコース: 年金原資140万円
死亡・高度障害のとき

一時金
140万円

長期生活資金Tコース: 年金原資365万円
死亡・高度障害、障害状態(障害年金1級)のとき

約10.1万円 約10.1万円 約10.1万円 ... 約10.1万円

月額約10.1万円×3年間

死亡・高度障害の場合、合計約505万円を支払

医療費支援制度 給付イメージ

1日以上入院をした時

2.5万円

(1日以上入院で1回目、
31日目で2回目、以降30
日ごとに1回)

入院を伴わない
放射線治療を受けた時

2.5万円

支払い回数無制限

入院を伴わない
手術を受けた時

2.5万円

支払い回数無制限

先進医療による
療養を受けた時

2,000万円

通算限度

※先進医療給付金のお支払いは、通算して2,000万円を限度とします。
※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関する
ご注意」をご確認ください。

昨年度配当金

ライフサポート保険
(緊急一時金) 約39.4%

ライフサポート保険
(長期生活資金) 約31.1%

※ライフサポート保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として
お支払いする仕組みとなっています。ただし、今回は6カ月で収支計算を行います。
なお、配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払い
する配当金額は現時点では確定していません。
※医療費支援制度については、配当金はありません。

月払保険料

(単位:円)

<男性> 年齢(歳)	ライフサポート保険		医療費 支援制度	合計
	緊急 一時金	長期 生活資金		
18~20	133	317	311	761
21~25	133	317	276	726
26~30	133	317	281	731
31~35	133	317	298	748
36~40	169	416	356	941
41~45	230	555	428	1,213
46~50	329	799	543	1,671
51~55	479	1,219	693	2,391
56~60	692	1,854	928	3,474
61~64	1,058	2,825	1,236	5,119
65	1,058	2,602	1,236	4,896

(単位:円)

<女性> 年齢(歳)	ライフサポート保険		医療費 支援制度	合計
	緊急 一時金	長期 生活資金		
18~20	85	226	258	569
21~25	85	226	351	662
26~30	85	226	468	779
31~35	85	226	521	832
36~40	143	369	511	1,023
41~45	175	431	501	1,107
46~50	248	610	543	1,401
51~55	335	858	608	1,801
56~60	424	1,142	708	2,274
61~64	563	1,529	868	2,960
65	563	1,376	868	2,807

※制度内容等詳細については、パンフレットをご覧ください。

※上記は、ライフサポート保険(緊急一時金)とライフサポート保険(長期生活資金)、医療費支援制度をセットにしたものです。

※ライフサポート保険(緊急一時金)とライフサポート保険(長期生活資金)、医療費支援制度ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

※それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

※医療支援制度へのご加入はライフサポート保険(緊急一時金)とライフサポート保険(長期生活資金)のご加入が条件です。※ライフサポート保険(緊急一時金)とライフサポート保険(長期生活資金)はセットでご加入ください。

※記載の保険料は正規保険料です。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和6年3月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が決める基礎率および引受金額により

決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。※障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。

※死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。※障害保険金が出た場合はこの保険は脱退となります。

※障害初期給付金のお支払いは1回限りです。※高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。